

令和3年度予算委員会会議録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 令和3年2月8日（月）
2. 招 集 の 場 所 海田町役場大会議室
3. 開 議 2月9日（火）午前9時00分宣告（第2日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出 席 委 員（13名）

1番	玉 川 真 里	2番	小 田 久美子
3番	富 永 やよい	4番	大高下 光 信
5番	大 江 康 子	7番	下 岡 憲 国
8番	住 吉 秀 公	9番	宗 像 啓 之
10番	久留島 元 生	12番	多 田 雄 一
13番	崎 本 広 美	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	議長	桑 原 公 治

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠 席 委 員（1名）

11番 岡 田 良 訓

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 説明のため委員会に出席した者の職氏名

町	長	西 田 祐 三
副 町	長	櫻 竜 俊
教 育	長	佐々木 智 彦
企 画 部	長	鶴 岡 靖 三
総 務 部	長	丹 羽 勤
福 祉 保 健 部	長	森 川 雅 枝
建 設 部	長	久保田 誠 司
教 育 次	長	伊 藤 仁 士
下 水 道 担 当 参 事		龍 岩 広 幸
建 設 部 次 長		門 前 誠 司
財 政 課 長		吉 本 真 人

総務課長	中村修介
税務課長	片山茂
住民課長	近森茂
長寿保険課長	岩本宏美
上下水道課長	早稲田誠
学校教育課長	森山真文
生涯学習課長	脇本健二郎
学校教育課教育指導監	松本孝司
収税対策室長	岡田隆弘
学校教育課主幹	山光誠司
学校教育課主幹	小村孝広
海田公民館長	小谷幸子
海田東公民館長	吉川寛
海田町立図書館長	片岡亜由美

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 職務のため委員会に出席した者の職氏名

議会事務局長	倉本勇登
主査	水野啓太
主任	辻千奈美

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 付託案件

- 第12号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13号議案 海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15号議案 令和3年度海田町一般会計予算
- 第16号議案 令和3年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 第17号議案 令和3年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 第18号議案 令和3年度海田町介護保険特別会計予算
- 第19号議案 令和3年度海田町後期高齢者医療特別会計予算

第 20 号議案 令和3年度海田町水道事業会計予算

~~~~~〇~~~~~

9. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○委員長（佐中）少し早いようですが、これより会議を開きたいと思います。皆さんおはようございます。本日も大変御苦勞様でございます。これより予算委員会を開催をいたします。その前に、本日、傍聴者の希望がありますので、許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）異議なしと認めます。ただいまの出席委員数は13名でございます。定数に達しておりますので、委員会は成立いたしております。直ちに本日の会議を開きます。本日は教育委員会関係の審査から行います。ここで執行部の方をお願いをしておきます。質疑は原則一問一答形式によりますが、答弁は質疑の趣旨に沿って簡潔に要領よく的確に行われ、メモを取るなどして答弁漏れがないようお願いをいたします。なお、答弁の際には、挙手の上、職名を名乗っていただきますようお願いを申し上げます。

それでは、第15号議案、令和3年度海田町一般会計予算を議題といたします。まず、各部署の主な新規・拡充事業について、執行部より説明を求めます。座って説明をしてください。資料39です。はい。学校教育課長。

○学校教育課長（森山）それでは、資料39の35ページをお願いいたします。学校給食費公会計化事業についてでございます。1の目的でございますが、学校給食費の収納率の向上を図るため、学校給食費管理システムを導入するものでございます。2の内容でございますが、学校給食費管理システムを導入することにより、記載のような事項について管理をすることが可能となります。3の予算額につきましては、記載のとおり、システム導入費の業務として、277万2,000円を計上しております。4の主な効果でございますが、記載のように、2点ございます。当該システムを導入することで、収納、それから滞納管理が一元化され、きめ細やかな徴収・督促等の事務が行えるため、給食費の収納率の向上につながる。学校給食費の徴収・管理業務を教育委員会事務局に集約することにより、教職員の当該業務の負担を軽減することができるものでございます。説明は以上で終わります。

○委員長（佐中）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば発言を許します。多田委員。

○委員（多田）このシステムですけど、具体的にはどのような形で保護者に請求をされて、収納という形になるのでしょうか。

○委員長（佐中）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）システムでございますが、現状の総務課に入っておりますシステムのオプションとして導入するものでございます。基本的には、月ごとの集金等のものを、徴収票をですね、送付して、それを納入していただくという形になります。

○委員長（佐中）ほかに。多田委員。

○委員（多田）ということは、当たり前なんですけど、学校は全く関与しなくてよろしいということでしょうか。

○委員長（佐中）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）集金に至るまでのメニューから、原材料の購入等で発生した請求書等につきましては、一部学校で取扱いをしてこちらに集約することになります。

○委員長（佐中）ほかにございせんか。はい、宗像委員。

○委員（宗像）この債権についても、先日、議決した私債権の管理条例の適応をまず受けるのではないかなと思うんですが。それと、このことによって、学校教育課が多分管轄するのではないかなと思われるんですが、職員そのものが、そういうものに対応できる体制についてはどのように考えとってんですか。

○委員長（佐中）財政課長。

○財政課長（吉本）まず1点目に関しては、お見込みのとおり私債権管理条例の対象となるものでございます。

○委員長（佐中）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）学校教育課において集金等の管理をしていくことになりますが、令和3年度につきましては、システムの導入ということになりますので、人員等の増については検討しておりません。令和4年度から実際の徴収業務等が入ってまいりますので、状況を見まして、また人員等の配置についても検討してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしと認めます。質疑を終結いたします。

続いて、予算書の審査に移ります。審査の進め方ですが、基本的に各資料のページごとに審査を行います。細節の中で担当課が異なったり、ページが飛んだりする場合がありますので、ページをお示ししますのでよろしく願いをいたします。それでは資料31、一般会計予算説明書を御用意ください。歳入からです。8から9ページをお開きください。中段の4目、教育費負担費です。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）それでは、続いて、10、11 ページ、下段6目、教育施設使用料です。次のページも含みます。質疑があれば発言を許します。前田委員。

○委員（前田）11 ページの下の方なんだけど、クラブハウス、海小、存目という使用料、1,000 円しか上がっておらんというのは、これまず、どういうことかというその内訳を、まず聞いてみたい。

○委員長（佐中）生涯学習課長。

○生涯学習課長（脇本）存目で1,000 円をおかしていただいておりますのは、基本的にはこのクラブハウス、昨年度も、今年度もまだ途中でございしますが、使用料というものが発生をしております。ですけれども、一応使用料が設定されている公の施設でございしますので、存目という形で1,000 円のほう上げさせて、科目のほうを上げさせていただいてるところでございします。

○委員長（佐中）前田委員。

○委員（前田）実質はどうか。要するに、クラブハウスというか、その使用料がいか利用が実際あるわけよ。実際があって、どうか。分かりやすくいうと、減免団体、特定団体だけが利用して、それほどの、利用価値がないいうたら言葉は悪いかも分かんが、その辺のことを含めて、どうなってるんか、要するに、特定団体だけに利用するための施設、ちょっときつい言い方かも分かんが、その辺のことをちょっと含めて、聞いてみたい。

○委員長（佐中）生涯学習課長。

○生涯学習課長（脇本）先ほども申しましたように、公の施設として条例に使用料が定まっている施設でございしますので、一般の方も御利用できます。ただ、あまり大きくない施設でございしますし、他の、ひまわりプラザですとか児童館のほうに、一般の方の使用、近隣ですね、使用が流れているものと思っております。使用につきましては、織田幹

雄スポーツクラブが一番多いございます。その次は、近隣の昭和町であるとか、その付近の自治会の利用が多くございます。そこら辺の団体が全て減免団体でございますので、使用料が発生してないというところが現実でございます。

○委員長（佐中）前田委員。

○委員（前田）特別なことは言わんけどもね、その利用度の少ないもの、ずっと管理費だけ払うておいとくのか、要するに、講座から利益を上げとは言わんけども、何かこの使用形態をね、一考する必要があるんじゃないかと思うが、どうなん、このままずっと継続していくのか、その辺をちょっと聞いてみたい。

○委員長（佐中）生涯学習課長。

○生涯学習課長（脇本）確かにクラブハウス、古うございまして、毎年の管理費もそれなりにかかっている状況でございます。今後はですね、ちょっと記憶で答弁して申し訳ないんですが、一度クラブハウスの廃止というところも、教育委員会の中で検討した経緯がございますが、近隣の自治会等の利用という点も踏まえて、現在まだ維持活用しているところでございますので、今後そこら辺も踏まえてですね、あり方、長寿命化にするのか、そういったところも検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。10、11 ページありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）はい。なければ 18、19 ページに進みます。中段の 7 目、教育費国庫補助金です。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）発言がなければ、次進みます。24、25 ページに進みます。中段の 5 目、教育費補助金です。質疑があれば、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）質疑なしという声がありますが、次に進んでいいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）28、29 ページ、下段の 1 目、弁償費と 2 目の雑入の細節、4、7、9、10 番です。質疑があれば、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ次、進みます。次、30、31 ページ。雑入の続きです。細節、18、25、37 です。質疑があれば、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) なしという声がありますので、次、進んでいいですか。はい。じゃ、34、35 ページへ進みます。上段の 5 目、教育債です。質疑があれば、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) なしという声がありますので、以上で歳入を終わります。

続いて歳出を行います。184 ページから 185 ページ。教育費、全てです。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) なければ、次進みます。186、187 ページ、全てです。多田委員。

○委員(多田) 適応指導教室なんですけど、これは何人を予定をされておられますか。

○委員長(佐中) 学校教育課長。

○学校教育課長(森山) 適応指導教室の現在の利用につきましては、令和 2 年度が 9 名、現在、所属しておりまして、来年度も同様の数字として考えております。

○委員長(佐中) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 188 から 189 ページ、全てです。富永委員。

○委員(富永) 一番上の、グローバル人材育成事業。昨年度は非常勤講師報酬料があったんですけども、今年ないのはなぜなのでしょう。

○委員長(佐中) 学校教育課長。

○学校教育課長(森山) いわゆる日本語指導助手ジャルトがですね、これまで各校、4 校に 2 名で配置をして兼職をして、外国語活動等の指導を行ってまいりました。学習指導要領の改訂に伴いまして、取扱いが必須となりましたので、今年度からは、日本語指導助手については、もうなしということで、担任の先生が、実際に、主に指導していくということで形態を変えております。

○委員長(佐中) ほかにございませんか。はい、富永委員。

○委員(富永) 担任の先生の指導だけで十分賄えるような内容となっているのでしょうか。

○委員長(佐中) 学校教育課長。

○学校教育課長(森山) 県のほうで町内に加配をいただきました英語の指導の堪能な者がおりまして、4 校兼務しております。その中で教材等の準備、それから教材研究等についても、指導、助言する等の取組をしております。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ次、移ります。190 から 191。多田委員。

○委員（多田）下の方にあるんですが、海田南学校の擁壁コンクリート簡易診断。これ、単純に言うと、何で簡易診断されるのか。

○委員長（佐中）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）今年度策定を予定しております学校施設長寿命化計画の、長寿命化診断、劣化状況調査を夏休みに行ったところ、海田南小学校におきまして、校舎の外側の山側の壁のコンクリートと、それからグラウンドと校舎の間の道のところのグラウンド側の壁面のコンクリートにひびがありまして、その部分の強度を確かめたほうがいいというふうな御指摘がありましたので、一部コア抜きをして調査を行うものでございます。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ次、移ります。192、193。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ、194、195 を議題といたします。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）196、197。はい、多田委員。

○委員（多田）校務支援システム、今回から導入されるわけですが、この内容について、以前私が一般質問したときは、名簿管理や成績処理とか出欠席の管理などの業務をしたかどうかという提案をしたんですけど、この内容についてを教えてください。

○委員長（佐中）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）先ほど多田委員がおっしゃいました中身については当然入っております。それから、生徒指導上の記録等ですね、詳細なものの蓄積、それから、町内の教職員の情報を共有するためのですね、グループワークシステム等も含まれております。健康管理、成績等の管理というところが主なものになっております。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ、次進みます。198、199。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）次、進みます。200 から 201。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）次、進みます。202 から 203。多田委員。

○委員（多田）西中のプール、今回、修繕が上がってるんですけど、実際使用してるんですかね。海田中学校プールなくなって、西中だけ今あるわけですけど、中学校は。授業では多分使わないかなと思うんだけど、授業で使ってるとか、例えば、クラブで使ってるとか、使用状況を教えてください。

○委員長（佐中）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）海田西中学校のプールの使用状況でございますが、今年度につきましては、新型コロナウイルスの関係で使用を中止しております。昨年度実績でいきますと、実際にプールに水を入れまして、授業でいくと 10 日から 2 週間程度の使用をしております。授業での使用しております。

○委員長（佐中）前田委員。

○委員（前田）大分昔にも言うたことあるんだけどね、ここに、受水槽のね、管理委託料というのがあるんだけどね、もう 10 年、もっと前からね、直結いう話しとるわけだが、これも無駄なことじゃろう思うけどもね、これ改修する考えはないんか。いつまでもずっと置いとくのかどうか。ちょっとその辺を尋ねてみたい。

○委員長（佐中）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）現状のところでは現状維持ということで維持管理をしていく予定としております。

○委員長（佐中）前田委員。

○委員（前田）そのね、そういう高架水槽、受水槽含めて、どういうことであれしとるか分からんが、その水槽を造ることによってね、ごみが溜まるだけなんよ、下への。それほど水の断水云々いうね、利用効果はない。無駄な管理費というんか委託料、清掃費、これもう年に 1 回義務付けられとる。はっきり言って、無駄なことじゃろう思うんよの。それずっと今言うだけでも 10 年以上このことをやとるわけよ。うちは 3 階まで 4 階まで、もうね、水圧で上がって、逆に言やあ減圧かけとるぐらいの水道が出るはずなんよ。こういう無駄なものをね、改修する考えはないのかいうんよの。年間、金額言えいっても言わんじゃろうけども、それなりの金額かけてね、10 年も 20 年もやってきとるわけよ。直結したほうがね、結果的に安いんよ。それでごみが溜まらんし、そういうこ

とで、無駄なことをもういいかげん直していくいうんか、改善していく考えはないのかどうか、その辺を聞きたい。

○委員長（佐中）議題外が含まれておるところがありますが、議題内で、予算上の質疑でするので、それに沿って答弁をしてください。学校教育課長。

○学校教育課長（森山）受水槽等の管理につきましては、小中学校ともやはり毎年の状況で使用料として払っているという状況がございます。給配水棟の整備としましては、現状のところ、長寿命化の中でも、高架受水槽についての取替え等の話はまだ出ておりませんので、現状では維持管理ということで進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ次、進みます。204 から 205 ページ。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしと認めます。206 から 207、議題といたします。富永委員。

○委員（富永）中学校競技力等向上対策事業の講師謝礼ですけれども、これ、昨年から 100 万ほど減額、170 万円ぐらいか、減額されてるんですけれども、これ講師が減ったという事なんでしょうか。

○委員長（佐中）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）指導者につきましては年度ごとの更新になりますので、多少人数等は変わっておりますが、現状のところは、昨年度、一昨年度と人数では大きく変わりはありません。実績に基づきまして減額をしております。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ、次は、208、209。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）次、進みます。210 から 211。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）質疑があれば発言を許しますが、ありませんか。はい、大江委員。

○委員（大江）成人祭事業のことなんですが、成人祭記念品ですが、今年は成人祭なくって成人祭の渡す品物が中学校 3 年生に渡されたということですが、これ、今年、これ、

来年度予定してありますが、もしこういう記念品渡されないときに、またそういうこともあり得るんですか。そういうのに費用に使われますか。

○委員長（佐中）生涯学習課長。

○生涯学習課長（脇本）まず事情を説明させていただきたいと思います。今年、成人祭を12月の17日前後に延期の決定をしました。で、そのときにシルバーのほうに、絵手紙の煎餅とおこしをもう発注しておりまして、にしき堂のもみじまんじゅうのほうはキャンセルがきいたんですが、無理ということで、ちょうどそれが240ちょっとありまして、海中、西中の中三の生徒数とほぼ同一でしたので、成人の方のメッセージを添えてお渡しをさせていただきました。これについてはやむを得ない措置だったと思っております。来年度、ではどうするかということなんですけども、なかなか今の段階では、お答えが、しにくうございます。1月の9日に来年も成人式を行おうと思っておりますが、また同様なことが起これば、何らかの対応で、記念品が無駄にならないように、生涯学習課としては手を打ちたいというふうに考えておりますので、御理解いただければというふうに考えております。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。はい、宗像委員。

○委員（宗像）今の件の続きですけど、今年、延期したのは、予算を繰り越したのか、それとも、ここで2回分の予算を組まれて、来年度、下手したら2回やるような恰好になります。で、2回分の予算を組まれておるんかだけ説明をお願いします。

○委員長（佐中）生涯学習課長。

○生涯学習課長（脇本）今回のこの予算は、来年の1月9日の予算だけでございます。で、延期したものにつきましては、補正予算で繰越をさせていただいておりますので、その予算の中で、執行のほうさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ次へ進みます。212、213 ページを議題といたします。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ次、進みます。214、215 ページを議題といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ、216、217、発言があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) なければ次、進みます。218、219。議題といたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) なければ次、進みます。220 から 221、議題といたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) なければ、次進みます。222 ページから 223 ページを議題といたします。

はい、富永委員。

○委員(富永) 歴史文化継承事業ですけれども、新規・拡充事業とかの中で、昔の暮らし体験イベントっていうのが新規で上がってるんですけれども、これまでも、千葉の神保の間とか、あの辺でいろいろやってらっしゃったと思うんですけども、新規にされた理由っていう内容を教えてください。

○委員長(佐中) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(脇本) 富永委員が言われてる新規というのは、多分、実施計画のところのどこだろうと思うんですけども、歴史のこの事業というのは昔からやっておりましたのは継続でございます。で、企画が出した実計の3年間の資料の中に、歴史文化継承事業というのが昨年度載ってなかったのも、どういうふうに記載をするかというところで企画と相談したんですが、事業としてやってたんですけども、実計の中に入れるのが初めてということで、新規の黒ポチのマークを付けさせていただいたというところで整理させていただいております。

○委員長(佐中) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) なければ、224、225 ページを議題といたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) なければ次、進みます。226、227。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) なければ、ここで教育委員会の審議を終わりますが、その他、教育委員会関係で質疑漏れ等があれば発言を許します。前田委員。

○委員(前田) 191 ページの中ほどにね、備品修繕費が100万ほど計上しておるんだけどね、どういうものを修繕するのかわかるのをちょっと聞いてみたいが、100万円もかけて修理するんなら、あっさり新しく買うたほうがええんじゃないかという気もするんだけど

も、ちょっとその辺の説明願いたい。

○委員長（佐中）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）備品修繕につきましては、事前に決まっているというものではないです。学校から修理の依頼があった備品につきまして修理をしていくこととなりますので、年によっては非常に執行率が低かったりということもございますので、今後、修理等が必要なものについて順次していくものとしております。

○委員長（佐中）前田委員。

○委員（前田）だから、それがね、備品ということやから、どういうもんがあるかいうのでね、何かその、分かりやすういうと、要らん予算をね、予算取りしとるというか、計上しとるというかね、もうどうにもならなかったら補正でも何でも運用できるわけよ。で、ちょっとした修繕費なら 30 万か、前にも言うたことあるけども、学校のそういう施設を修繕していくんならね、校長にある程度権限を与えて 100 万ぐらい持たせとけと言うたこともあるんだけどね、備品だからね、ましてや 100 万円。予定のないようなものをね、ちょっとやっぱり一考する必要があるんじゃないかと思うが、ちょっとそこらは慎重に計上してやってもらいたいと思うんよ。で、今言われるように、執行残執行残で残してきて、始末して金使うだけ良かろう。そんなものではないと思うんよ。ちょっとそこらの考えをね、若干予算と外れるんじゃないかいうて、委員長、目光らしとるがね、この無駄な予算組む必要ないよ。どうなのかそこら。

○委員長（佐中）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）備品修繕につきましては、先ほども申しましたように学校の施設、備品の管理状況によって修理するということでございます。特に体育であつたり理科備品であつたりというところの修繕が必要なものがあつたり、来年度以降につきましてはですね、GIGAスクール等でタブレットの故障等もこの備品修繕で対応していくこととなりますので、予算の部分でいきますと不確定ではありますが、必要な額上げさせていただきます。

○委員長（佐中）多田委員。

○委員（多田）9 ページのですね、広島市の児童が南小に来られてるんですが、去年よりかなり減ってるんですけど、人数的にはだんだん減る傾向にあるんですか。とりあえず何人かということ。

○委員長（佐中）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）広島市の学齢児童でございますが、令和２年度が 46 に対しまして  
令和３年度が 38 の予定でございます。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ、教育委員会、審査を終わりますが、質疑を終結をいたします  
が、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしと認めます。以上で、教育委員会関係の審査を終わります。ここで  
執行部の入替えがございますので、暫時休憩をいたします。入替え後ただちに再開をい  
たします。

~~~~~○~~~~~

午前 9 時 3 1 分 休憩

午前 9 時 3 6 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（佐中）それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開をいたします。特別会計予  
算の審査を行います。それでは、第 17 号議案、令和３年度海田町国民健康保険特別会  
計予算を議題といたします。資料 33 でございます。まずは歳入から。4 ページ、5 ペ  
ージをお開きください。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）質疑なしと認めます。じゃ、続いて、6 ページ、7 ページを議題といた  
します。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ次、進みます。8 ページ、9 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ次、進みます。10 ページ、11 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）それでは、歳出に移ります。12、13 ページ。質疑があれば発言を許しま  
す。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）14、15 ページ。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）16、17 ページ。発言があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）18、19 ページ。発言があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）20、21 ページ。議題といたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）22、23 ページを議題といたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）24、25 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）26、27 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）28、29 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）30、31 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）32、33 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）34、35 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）36、37 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）38、39 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）40、41 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）42、43 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）44、45 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 続きまして、第 18 号議案、令和 3 年度海田町介護保険特別会計予算を議題といたします。資料 34 です。まず、保険事業勘定からです。4 ページ、5 ページをお開きください。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 6 ページ、7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 8 ページ、9 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 10 ページ、11 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 歳出に移ります。12 ページ、13 ページ。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 14 ページ、15 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 16 ページ、17 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 18 ページ、19 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 20 ページ、21 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 22 ページ、23 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 24 ページ、25 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 26、27。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 28、29。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 30、31 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）32、33 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）34、35 ページ。議題といたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）36、37 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）38、39 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）40、41 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）42、43 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）44、45 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）46、47 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）48、49 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）50、51 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）続いて、介護サービス事業勘定に移ります。歳入からです。60、61 ページをお開きください。質疑があれば発言を許します。住吉委員。

○委員（住吉）こちらのサービス収入、予算の概要、資料 38 の 102 ページに説明が載っておりますが、減額の理由で、新規ケアプランの作成件数の減少に伴うとございますが、こういった理由から減少を見込んでらっしゃるんでしょう。

○委員長（佐中）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）はい。令和元年 9 月から令和 2 年 8 月の実績から積算して、減が見込まれるということで、このようにしております。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) それでは歳入を終わります。歳出に移ります。62 ページから 63 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 続きまして、第 19 号議案、令和 3 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。資料 35 です。歳入から。4 ページ、5 ページをお開きください。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 6 ページ、7 ページを議題といたします。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 8 ページ、9 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 10 ページ、11 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 12 ページ、13 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 14 ページ、15 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) それでは、ないようでございますので、その他、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計予算全体で、質疑漏れ等があれば発言を許します。多田委員。

○委員(多田) 国保も後期もそうなんですけど、今のコロナで、受診を抑制されてる方がかなりいらっしゃると思うんですが、その影響についてどの程度見込まれて、この予算組まれたのかお聞きします。

○委員長(佐中) 住民課長。

○住民課長(近森) 影響はコロナも反映した上で、令和 2 年度と基本的には変えておりません。

○委員長(佐中) 多田委員。はい、どうぞ。

○委員(多田) ということは、今年度についてはほとんど影響がなかったもので、来年度も影響なしということで組まれたということによろしいですかね。

○委員長(佐中) 福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）コロナ禍における受診であるとか介護サービスにつきましては、町といたしましても、医療機関に応援金を交付させていただいたり、安心して受診できる環境に努めているところでございます。で、その旨も勘案いたしまして、コロナの影響は余りないものとして、令和３年度は見込んで、計上させていただいております。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なければ質疑を終結したいと思います、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）以上で、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計予算の審査を終わります。ここで執行部の入替えがございますので、暫時休憩をいたします。再開は直ちに行います。暫時休憩です。

~~~~~○~~~~~

午前９時４８分 休憩

午前９時５１分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（佐中）休憩前に引き続き、委員会を再開をいたします。これより、公共下水道事業特別会計予算の審査を行います。それでは、第１６号議案、令和３年度海田町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。まず、主な新規・拡充事業について、執行部より説明を求めます。座って説明をしてください。資料３９です。上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、それでは着座にて説明をさせていただきます。まず、海田町公共下水道事業地方公営企業法適用について御説明いたします。資料３９の２６ページをお願いします。初めに、１、背景と趣旨ですが、全国的な将来人口減少に伴うサービス需要の低下や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、公営企業の経営環境は厳しさを増す状況で、総務省においては将来にわたる持続可能な経営基盤強化のため、現行の官公庁会計から複式簿記型の公営企業会計への移行を要請しています。海田町においても、遅くとも令和６年度の予算決算には、地方公営企業法を適用することが要請されています。次に、２、地方公営企業法の適用範囲の検討ですが、公共下水道事業は、法の適用範囲において、法の規定の全部となる全部適用、又は法の財務に関する規定のみである一部適用のどちらかを選択できる任意適用事業とされています。続きまして、３、法適用に必要な主な事務の表を御覧ください。表の左上段に記載されているものが、法

の一部適用に必要となる主たる事務です。右上段に記載されているものが、全部適用として、一部適用に加えて必要となる事務で、例規の整備を必要とするものが増えることや、総務や財政への事務委任等が必要となります。下段に記載されているものは、法適用後に新たに必要となる業務内容です。次に、4、開始時期と移行準備作業ですが、まず、海田町は、令和5年4月1日の運用開始を目指し、令和4年9月議会に設置条例等を上程する予定としております。また、移行期間準備作業において、①の固定資産整理・評価業務と、②の移行事務支援業務については、令和3年度から4年度の2か年で、③の会計システム導入業務については、令和4年度に単年度で業務委託する予定としていきます。続きまして、次ページ、27ページの5、適用範囲における比較検討表を御覧ください。表の一番下の、その他の右側にありますように、全国規模で、海田町と同等の事業規模の流域関連下水道事業においては、全部適用を選択し、上下水道部局を一体とする事例が主流となっております。ここまでの検討を踏まえ、6、方針として、海田町公共下水道は、水道事業と同じ、地方公営企業法の全部適用を選択し、公営企業会計に移行します。最後に、7、業務工程・予算案につきましては、表に記載のとおりで、委託費用につきましては、公営企業会計適用債を財源とする予定としております。

続きまして、資料の28ページをお願いします。公共下水道汚水整備について御説明いたします。1、目的ですが、汚水の整備は、令和元年度末の処理人口普及率が98.7パーセントになり、未整備地区は残りわずかになりました。広島市東部地区連続立体交差事業との兼ね合いで見合わせていた中店地区の未整備地域の供用開始に向けた污水管きよの整備を進めてまいります。当該地区は、JRの横断が不可欠であることから、これまで未整備となっていました。連続立体事業の進捗により、JR横断分の施工にめどが立ったことから、工事に着手するものです。2、事業内容から4、予算額までは、工事等箇所の説明させていただきましたので、省略させていただきます。5、特定財源としましては、社会資本整備総合交付金と流域関連公共下水道事業債を充てる予定です。6、今後の整備内容でございますが、来年度、未整備区域、全域の施工が見込めないことから、令和4年度以降に残りの污水管きよを、開削工パイ200、130メートルで行う予定にしております。

続きまして、29ページをお願いします。瀬野川右岸排水区中筋雨水幹線整備について御説明いたします。まず1、目的ですが、市街地における雨水排除による浸水等の被害の防止、災害に強いまちづくりを推進するため、近年浸水が多発している中筋分区、新

町や稲荷町の雨水幹線整備を引き続き行います。こちら、2、事業内容から4の予算額までは、工事等箇所を進めさせていただきましたので、省略させていただきます。5、特定財源としましては、こちら、社会資本整備総合交付金と流域関連公共下水道事業債を充てる予定です。6、今後の整備内容でございますが、肉のうえだ付近までの区間の整備を予定しており、サイズ及び延長は、開削工2,000掛け1,000ミリ、74メートルと、開削工で1,700から1,500掛ける1,000ミリの113メートルであり、完了を令和6年度と見込んでおります。

続きまして、30ページをお願いします。尾崎川周辺流域浸水対策事業について御説明いたします。まず、1、目的から4、予算額までは、工事等箇所で説明させていただきましたので、省略させていただきます。5、特定財源としましては、社会資本整備総合交付金と流域関連公共下水道事業債を充てる予定です。今後の整備内容でございますが、1点目、2の事業内容にあります（1）と（2）の尾崎川への止水壁、パラペットと、逆流防止蓋、フラップゲートは、来年度の施工箇所の上下流を対象に広げ、既設水路への止水壁は、計画平面図以外の水路も対象にして、順次進めてまいります。また、水路に流れ込む各家庭からの排水口への逆流防止蓋、フラップゲートの設置も計画しています。2点目、水路への鉄蓋設置による密閉化、これは、水路に設置しているグレーチングを鉄蓋に交換し、ふき上がりを防止する対策でございます。3点目、簡易ポンプの整備となります。対策の基本的な考え方は、低地に壁を造り越水を防ぐ、川につながっている管きょや水路に蓋をして逆流を防ぐ、低地にたまった水を外に吐き出すということになります。ただし、これらの施策には、課題としまして、水密性がありますが、完全な水密状態は作れないと思いますので、床上浸水が床下浸水に、床下浸水や道路冠水が防げるなど、現状よりも浸水被害が軽減されることが、整備効果の発現と考えております。以上で説明を終わります。

○委員長（佐中）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。はい。住吉委員。

○委員（住吉）昨日の続きですが、尾崎川周辺流域の浸水対策。昨日の説明じゃ、止水壁の高さ上げんでも、シミュレーションした結果持つという答弁がなされましたが、その辺の仕組みがちょっと分からないので、再度、分かりやすく説明願います。

○委員長（佐中）上下水道課長。

○上下水道課長（早稻田）はい。シミュレーションという言葉だけで説明が不十分であっ

たことをお詫びします。一番の浸水対策、これは尾崎排水機の整備でございます。それに伴って、現在設定されておりますポンプの稼働、起動水位、こちらを、自動でなく手動で、今の水位より下げることによって、想定する水位、浸水する水位が下げれるということを、県のほうと担当者レベルであるんですが、協議を行っております。それに伴って、その効果を、県のほうにも理解していただき、ポンプの起動水位を手動で下げることが可能であるという回答をいただいたので、計画水位として設定させていただいております。で、今後なんですけども、こちらの実効性を担保するために、今回設定した新たな起動水位での運転マニュアルの更新などの協議を、県のほうと進めてまいる予定でございます。まとめさせていただくと、起動水位を下げることによって、今の壁の高さで越水しないというシミュレーションになったものでございます。

○委員長（佐中）住吉委員。

○委員（住吉）確認ですが、分かりやすく言えば、県の、尾崎川排水ポンプを早目に回すというふうに捉えてよろしいですか。今まででしたら、ある一定の水位にならんと回しよらんかったのが、早目に手動で回すというふうに考えてよろしいですか。

○委員長（佐中）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、現在も、梅雨時期には、設定を下げていただいとるんです。更に手動で下げていただくように、これを県と協議して、実効性の高いもの、マニュアルにするなどしてまいりたいと思っております。

○委員長（佐中）ほかに、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。それでは、予算書の審査に入ります。資料 32 でございます。まず、歳入。4 ページ、5 ページをお開きください。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）それでは、6 ページ、7 ページをお開きください。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）8 ページ、9 ページ、歳出です。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）10 ページ、11 ページ。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）12、13。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）14、15 ページ。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）16、17 ページ。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）18、19 ページ。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）20、21 ページ。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）その他、公共下水道事業特別会計予算全体で、質疑漏れ等があれば発言を許します。住吉委員。

○委員（住吉）どっか資料には載っと思うんですが、下水道の耐震化率、これ令和3年度末で大体、何パーセントぐらいなるんでしょうか。

○委員長（佐中）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい。下水道のほうは整備が概成しておりますので、新たな更新事業はございませんから、現在のところ、72 パーセントでございます。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）なしという声がございますので、質疑を終結したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）以上で、公共下水道事業特別会計予算の審査を終わります。続いて、水道事業会計予算の審査を行います。

それでは第20号議案、令和3年度海田町水道事業会計予算、議題といたします。資料37でございます。まずは、6ページをお開きください。議題といたします。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）7ページ、質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 続いて、収益的支出ですが、8 ページ。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 9 ページ。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 10 ページ。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 11 ページ。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) なければ、12 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 続いて、資本的収入及び支出です。13 ページをお開きください。質疑があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 14 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) その他、水道事業会計予算全体で、質疑漏れがあれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 質疑を終結したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 異議なしと認めます。以上で、水道事業会計予算の審査を終わります。

この際、暫時休憩します。執行部の方は退席をしてください。再開は、10 時 20 分、再開をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 09 分 休憩

午前 10 時 20 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長(佐中) それでは、委員会を再開をいたします。これより各議案について順次採決を行います。

まず、第 12 号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

を採決いたします。第 12 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第 12 号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 異議なしと認めます。よって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第 13 号議案、海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。第 13 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第 13 号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 異議なしと認めます。よって、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。

次に第 14 号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。第 14 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第 14 号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 異議なしと認め、よって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第 15 号議案、令和 3 年度海田町一般会計予算を採決いたします。第 15 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第 15 号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（佐中）異議なしと認めます。よって、第 15 号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第 16 号議案、令和 3 年度海田町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。第 16 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りします。第 16 号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）異議なしと認めます。よって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第 17 号議案、令和 3 年度海田町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。第 17 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りします。第 17 号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）異議なしと認めます。よって、第 17 号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第 18 号議案、令和 3 年度海田町介護保険特別会計予算を採決いたします。第 18 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第 18 号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）異議なしと認めます。よって、18 号議案は原案のとおり可決されました。

続いて第 19 号議案、令和 3 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。第 19 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第 19 号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中)異議なしと認めます。よって第 19 号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第 20 号議案、令和 3 年度海田町水道事業会計予算を採決いたします。第 20 号議案は質疑が終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中)討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りします。第 20 号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中)異議なしと認めます。よって、第 20 号議案は原案のとおり可決されました。この際、お諮りいたします。委員会の報告については委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中)異議なしと認め、よって委員会報告については、委員長一任ということにさせていただきます。以上をもって予算委員会を閉会をいたします。大変御苦勞様でした。お疲れでした。ありがとうございました。

午前 10 時 26 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 3 年      月      日

予算委員会委員長

予算委員会副委員長